

## 2. 議案第 22 号

### 博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について

契約件名	博多区新庁舎整備等事業
理 由	賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、博多区新庁舎整備等事業に係る契約の契約価額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるもの。
原契約日	令和元年 12 月 18 日
契約の相手方	大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ 代表者 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 大成建設株式会社 福岡市中央区渡辺通一丁目 1 番 1 号 西日本技術開発株式会社 福岡市東区千早二丁目 2 番 43 号 株式会社 三和興業
工事概要	博多区新庁舎整備等事業 博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び 藤田公園再整備事業に係る設計、工事及び工事監督業務
契約変更価額	○原契約 6,308,280,000 円 (573,480,000 円) ○ <b>変更後</b> <b>6,316,044,900 円 (574,185,900 円)</b> ○増 額 7,764,900 円 ( 705,900 円) ※ ( ) 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 事 地	福岡市博多区博多駅前二丁目
工 期	令和元年 12 月 19 日から令和 6 年 12 月 13 日
保証期間	博多区新庁舎整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 2 年を経過する日まで 工事 受渡完了の日から 2 年間 藤田公園再整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 1 年 (コンクリート構造物にあっては、2 年) を 経過する日まで 工事 受渡完了の日から 1 年間 (コンクリート構造物にあっては、2 年間)